

島 免 甲 第 2 0 3 3 号

令 和 4 年 5 月 1 3 日

関 係 所 属 長 殿

保 存 期 間	1 0 年
---------	-------

島 根 県 警 察 本 部 長

緊急自動車の運転資格の審査について（例規通達）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第15条の2に規定する緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）については、緊急自動車の運転資格の審査の実施について（令和元年11月27日島免甲第2053号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）により、大型免許等の受験資格の見直し等に関する規定が整備され、一定の教習を修了した者については、19歳以上、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上である場合は大型免許等を取得できることになったことに伴い、令和4年5月13日から次のとおり実施することとしたので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、旧例規通達は、令和4年5月12日限り、その効力を失う。

記

1 審査の対象者

審査の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第5項、第6項、第7項、第8項、第9項又は第10項に定める年齢又は運転免許を受けていた期間（以下「免許経験年数等」という。）に達しない者で、緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

2 審査の申請

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）第27条の規定による審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車の使用者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項に規定する自動車の使用者で、当該自動車の使用の本拠地を島根県内に置くものに限る。以下「使用者」という。）を通じて行うものとする。

3 審査の実施日

審査は、事前予約制とし、指定日に審査を実施するものとする。

4 審査の場所

審査は、次のいずれかの場所の場内コースにおいて行うものとする。

(1) 島根県運転免許センター

(2) 島根県西部運転免許センター

5 審査用自動車

審査に用いる自動車は、別表第1の基準によるものとする。

6 審査の内容

審査の内容は、別表第2のとおりとする。

なお、交通部運転免許課長は、審査に係る緊急自動車の種類ごとに審査コースを作成しておくものとする。

7 審査担当者

審査担当者は、あらかじめ審査に関する教養を受けた技能試験官（以下「試験官」という。）の中から、交通部運転免許課長が指定するものとする。

8 審査の実施及び判定

審査は別表第3により実施し、判定結果は緊急自動車運転資格審査判定表（様式第1号）に記録するものとする。

9 運転免許証への記載等

- (1) 審査に合格した者（以下「合格者」という。）については、当該合格者の運転免許証の備考欄（最下段）に次の例により記載するとともに、緊急自動車運転資格審査申請書（島根県道路交通法施行細則様式第30号）にもその旨を記録しておくこと。

（例）「緊急車（中型）運転可 ○○年○月○日公印」

なお、AT車を使用して審査に合格した者については、AT車以外の自動車（以下「MT車」という。）である緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているAT車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経験年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用して審査に合格するまでの間は、MT車の緊急自動車を緊急用務のために運転することはできない。

AT車を使用した審査の合格者については、当該合格者の運転免許証の備考欄（最下段）に次の例により記載するとともに、緊急自動車運転資格審査申請書にもその旨を記録しておくこと。

（例）「緊急車（普通（AT車に限る））運転可 ○○年○月○日公印」

- (2) 合格者が運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損するなどしたため運転免許証の再交付を受け、(1)の記載を必要とする場合は、緊急自動車運転資格記載申請書（様式第2号）を提出させ、事実を確認の上、この記載を行うものとする。この場合において、その者について審査を行った都道府県公安委員会（以下「審査公安委員会」という。）が本県以外の場合には、審査公安委員会に電話等で審査の事実を確認の上、運転免許証の備考欄（最下段）に次の例により記載するとともに、緊急自動車運転資格記載申請書にもその旨を記録しておくこと。

（例）「緊急車（中型）運転可 ○○年○月○日（審査公安委員会に係る都道府県名）公印」

- (3) 審査を受けていない者で緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有するも

のが運転免許証にその旨の記載を必要とする場合は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書を提出させること。

- (4) (3)により島根県公安委員会に申請があった場合は、事実を確認の上、運転免許証の備考欄（最下段）に次の例により記載するとともに、緊急自動車運転資格記載申請書にもその旨を記録しておくこと。

(例)「緊急車（普通・大自二）運転可（無審査） ○○年○月○日公印」

10 消防用緊急自動車等の運転資格の審査に関する特例

地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車に係る審査については、次により行うものとする。

(1) 教習実施者の指定

消防機関の長（消防団にあつては市町村長）から、緊急自動車教習実施者指定申請書（様式第3号）に審査に係る教習計画書を添えて指定の申請があったときは、緊急自動車教習実施者指定書（様式第4号）により教習実施者として指定するものとする。

(2) 教習計画

ア 教習計画の内容は次のとおりとする。

- (イ) 教習の科目、時間（合わせて5時間以上とする。）、場所及び方法
- (ロ) 教習担当職員の官職、氏名及び免許歴
- (ハ) 評定の場所（消防学校、消防本部等の屋外訓練場等で、(3)のアの評定を行うことができる場所とする。）
- (ニ) 評定担当職員の官職、氏名及び免許歴
- (ホ) 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

イ 教習実施者は、教習計画に変更が生じたときは、速やかに島根県公安委員会に届け出るものとする。

(3) 教習実施者の評定と島根県公安委員会への通知

ア 教習実施者は、教習の終了後、教習を受けた者の運転技能について、5から8までに定める審査の方法に準じ、評定を行うものとする。

イ 教習実施者は、評定を行ったときは、評定を受けた者全員の評定結果を証した緊急自動車教習実施結果通知書（様式第5号）を作成し、評定合格者に係る緊急自動車運転資格審査申請書とともに、島根県公安委員会に提出するものとする。

(4) 審査

審査は、緊急自動車教習実施結果通知書に基づく書面審査により、合否を決定するものとする。

11 その他

審査は、手数料を要しない。

別表 〔略〕

様式 〔略〕